

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公立学校情報機器整備基金条例（埼玉県条例第二十九号）（ICT教育推進課）

一 趣旨

初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

公布の日